

第10回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成23年5月25日（水）午後7時00分～午後9時00分 田原市役所北庁舎300会議室

1. あいさつ

■会 長

2. 開 会

■事務局確認

○定足数の確認 ○議事録署名者の指名 ○資料確認

■委員の異動

○自己紹介

3. 議 事

(1) 副会長の選任について

(2) 各主体による市民協働の取組状況（報告）

〔資料1〕各主体の取組状況（委員連絡票）

〔資料2〕市の機関の取組状況

(3) 市民協働まちづくり事業補助制度の状況（報告）

〔資料3〕平成22年度 市民協働まちづくり事業補助金実績

〔資料4〕市民協働まちづくり事業補助金応募の手引き

〔資料5〕平成23年度 市民協働まちづくり事業補助制度の状況と今後の取組

(4) 市民提案型の委託制度について

[資料6] 平成22年度 市民提案型委託制度（テーマ提示・自由提案）の実績

[資料7] 市民提案型委託制度（テーマ提示）募集要領（案）

[資料7-1] 平成23年度 市民活動団体への委託事業一覧表（予定）

[資料8] 市民提案型委託制度（自由提案）募集要領（案）

(5) 協働のまちづくりに関する意見・提案

[資料9] 取組状況にかかる意見交換のテーマ

3. その他

「市民協働まちづくり方針ポケット版2011」

○ 第11回会議：10月中旬を予定

田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

(平成23年4月 現在)

番号	職名	委員氏名	役 職 等	備 考
1	委員	ながた 永田 ^え みよ江	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
2	委員	おざわ 小澤 ^{みほこ} 美穂子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
3	委員	かこ 加子 ^{ゆきこ} 幸子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
4	委員	いしかわ 石川 ^{たくや} 卓哉	しみんのひろば運営委員	2号委員 (市民活動団体)
5	委員	やまもと 山本 ^{たつお} 達夫	田原市コミュニティ連合会長	2号委員 (市民活動団体)
6	委員	おおた 太田 ^{しげよし} 繁芳	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
7	委員	むらかみ 村上 ^{ふくお} 福男	大久保自治会 (田原南部校区)	2号委員 (市民活動団体)
8	委員	さかい 酒井 ^{おきむ} 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)
9	委員	ほんだ 本多 ^{ちえこ} 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
10	委員	なかむら 中村 ^{ひさよ} 久世	田原市体育協会会計	2号委員 (市民活動団体)
11	委員	ひらの 平野 ^{しゅういち} 修 一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
12	委員	なかがみ 中神 ^{きょうぞう} 享 三	J A愛知みなみ専務理事	3号委員 (事業者の団体)
13	委員	すずき 鈴木 ^{よしひこ} 義彦	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
14	委員	かわぐち 川口 ^{まさひろ} 昌宏	田原市市民環境部長	4号委員 (市の機関)
15	委員	すずき 鈴木 ^{まこと} 誠	愛知大学教授	5号委員 (学識経験者)

【事務局】

市民環境部 市民協働課	渡邊澄子 (課長)・鈴木嘉弘 (副主幹) 渡會俊也 (主任)・廣中友香 (主任)・柴田奈津子 (主事補)
----------------	---

各主体の取組状況

(委員連絡表)

連絡表No.	委 員 名		
連絡表1	永田	みよ江	委員
連絡表2	小澤	美穂子	委員
連絡表3	加子	幸子	委員
連絡表4	石川	卓哉	委員
連絡表5	山本	達夫	委員
連絡表6	酒井	修	委員
連絡表7	本多	智映子	委員
連絡表8	中村	久世	委員
連絡表9	平野	修一	委員
連絡表10	鈴木	義彦	委員
連絡票11	村上	福男	委員
連絡票12	太田	繁芳	委員

委員連絡票 1

○市民等の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 12 日	氏 名	永田 みよ江
-------	------------------	-----	--------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現

(1) a) 「市民公益活動への参加」に関する取組として

しみんのひろば運営委員へ参加している。今年度、しみんのひろばの運営が提案型委託制度により実施される。提案事業の応募を予定している。

(1) b) 「行政活動への参加」に関する取組として

○田原市男女共同参画推進懇話会へ公募委員として参加

○田原市緑化推進員

指針その 3 市民間協働の推進

(1) a) 「市民公益活動における連携・協力・援助」に関する取組として

NPO 田原しみん震災支援ネットを立ち上げた。(平成 23 年 3 月 18 日)

しみんによる被災地支援活動を目的とした組織だが、NPO 活動と行政間の協力、NPO 団体の相互協力を目指す。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(1) a) 「市民の加入・活動参加」に関する取組として

地域自給 SATOYAMA として小学校区を中心に「小さな自給で大きな安心」活動を昨年度より開始している。食物自給、エネルギー自給、地域の河川、遊休農地などの関係性を学び、暮らしを見直す活動にしていきたい。

小学校・市民館と協働・協力関係ができるよう努力する。

委員連絡票 2

○市民等の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 16 日	氏 名	小澤 美穂子
-------	------------------	-----	--------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現

(1) a) 「市民公益活動への参加」に関する取組として

- 「第 4 回しみのひろば」参加
- 「市民活動まちづくり事業補助金」に申請・認可され事業実行・完成

(1) b) 「行政活動への参加」に関する取組として

- 「子どもの心と体・プロジェクト」実行委員会・実行委員長（県事業参加・通年）
（田原市教育委員会生涯学習・子育て支援課・市民・市民団体との子育て支援コラボ事業）
- 「子育てネットワーク会議」（健康福祉部/健康課）参加
- 教育委員会図書館の「ブック・スタート事業」にボランティア参加

指針その 3 市民間協働の推進

(1) a) 「市民公益活動における連携・協力・援助」に関する取組として

- NPO たはら広場として、図書館・生涯学習課と共に、フリースペース「リサイクル本コーナー」で「リサイクル・ブック・オフィス」運営支援（H16.7～）
- 田原市中央図書館イベント・ボランティアのメンバーとして活動支援

(1) b) 「市民活動団体による市民活動の支援」に関する取組として

- 「第 4 回しみのひろば」の活動を図書館ボランティア団体にも広く支援提案

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(1) a) 「市民の加入・活動参加」に関する取組として

- 衣笠小学校学校図書館整備ボランティアとして活動参加（1 回/月）を行なっているが、読みきかせ活動の外の各学校での PTA&地域事業にならないか。
- 「子どもの心と体・プロジェクト」実行委員会メンバーとして、童浦市民館での「おやこリズム」教室などの支援と活動参加をした。赤ちゃんを持つ地域の交流の場として有益な手段であり、他の市民館でも実行できないか。

委員連絡票 3

○市民等の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 16 日	氏 名	加子 幸子
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現

(1) a) 「市民公益活動への参加」に関する取組として

○あつみ NPO ネットワーク、女性会議ウイット、東三にじの会に参加

○あつみ NPO ネットワーク (H22.7) 市民協働まちづくり事業補助金

○人材育成支援補助金、提案型まちづくり事業について広報

(1) b) 「行政活動への参加」に関する取組として

○あいち男女共同参画人材育成セミナー (H22) 参加・修了

○田原市商工観光課 消費者教育として、田原市立福江中学校 3 年生、田原市立泉中学校 3 年生に金銭教育事業を実施

指針その 3 市民間協働の推進

(1) a) 「市民公益活動における連携・協力・援助」に関する取組として

あつみ NPO のつどい (H23.2) を田原市立福江中学校ボランティアサークル “ドリームの会”、青年経済研究会の参加で開催。今年度も平成 24 年 2 月に実施予定。

(1) b) 「市民活動団体による市民活動の支援」に関する取組として

あつみ NPO ネットワーク参加団体に対して、市民協働まちづくり事業人材育成支援補助金の申請を支援。平成 22 年度、2 団体が補助制度を利用。

あつみ NPO ネットワーク人材育成事業として、勉強会を開催。「あなたがあなたらしく生きるために 今考えること 行動すること」と題して実施。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(1) a) 「市民の加入・活動参加」に関する取組として

あつみ NPO ネットワークの今年度事業として、防災をテーマに自治会と協働事業を実施予定。平成 23 年秋を予定。

委員連絡票 4

○市民活動団体の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 16 日	氏 名	石川 卓哉
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現

(2) a) 「活動 PR・信頼性の向上」に関する取組として

1 月 30 日 (日) 田原文化会館において「第 4 回しみんのひろば」を開催した。市内の 30 以上の市民活動・ボランティア団体が参加。各団体が市民に対して、自らの活動を PR した。新たな取り組みとして、堀川 1000 人調査隊事務局を講師に招いた講演会を実施。団体間、行政との連携の必要性などについての講演を聞いた。

また、東三河の 5 市で構成する市民活動推進協議会が主催する「どすごい交流会」を同時開催し、他市の市民活動団体との交流が図れた。

今年度は、市民提案型委託制度において、事業提案の募集がある。新運営委員において、事業計画についての話し合いが進んでいる。

(2) b) 「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

提案型委託制度の実施に伴い、市民活動団体に委託をすることで、柔軟で効率的な「しみんのひろば」が提案できるようになったと考える。行政と団体の役割分担を行ったうえで、市民活動団体の役割を確実に果たすことにより、行政との信頼関係を構築し、協働関係が向上することを期待している。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(1) b) 「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

現在、田原の市民活動は、地域コミュニティとのつながりは薄いと感じる。市民活動団体の多くも地域コミュニティへの参加は少ない状況だと思う。

市民協働課が行なった「地域と NPO の連携を進めるための提供可能事業調査」は、各種課題に対し専門の解決手段やノウハウを持っているとはいいたいコミュニティ団体と、それぞれの専門分野で活躍している NPO・ボランティア団体が連携することにより、地域の課題解決と、地域における NPO 団体等の活躍の場を開拓し、地域コミュニティと市民活動団体の連携による住民主体のまちづくりを推進することを目的としている。このようなコミュニティと NPO 等との連携のきっかけづくりの機会を活用して、Win・Win (ウィン・ウィン) の関係を築きたい。

委員連絡票 5

○地域コミュニティ団体の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 16 日	氏 名	山本 達夫
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(2) ①a)「組織の見直し」に関する取組として

○総代会に、地域コミュニティ研究会を設置し、自治会や校区コミュニティ協議会などの運営・活動の見直しなどについて検討していた。今年 3 月、研究会の成果をまとめた「地域コミュニティのあり方に関する報告書」を市長へ提出した。

○各校区で、コミュニティ協議会、青少年健全育成会などの統合に取り組んでいる。

○地域コミュニティ団体の認定制度などにより、組織体制の見直しを行っている。

(2) ②a)「加入・参加の拡大」に関する取組として

○コミュニティ連合会に研究会を設け、「コミュニティ協議会とは」「加入・参加」「役員の負担」など、現状、課題となっているテーマを定め研究していく。

○各種イベント等の企画・開催。活動状況を掲載の広報紙を発行し、住民に周知している。

(2) ③a)「地域課題の対処」に関する取組として

○すべての校区でまちづくり推進計画を作成し、それぞれの課題に取り組んでいる。

○本年度、計画策定後 5 年目を迎えるまちづくり推進計画について、校区コミュニティ協議会により、計画の再認識をするとともに現状に合致した計画に見直しを図る。

(2) ④a)「地域コミュニティ団体との連携」に関する取組として

○校区内の自治会は、校区コミュニティ協議会活動を通じて連携している。

○校区対抗の運動会などを企画し、校区間の連携を促進する。

(2) ④b)「地域の各種団体との連携」に関する取組として

○校区コミュニティ協議会の各種活動において、地域内の各種団体と連携しながら取り組んでいる。

○市民館を拠点として、各種団体の育成や連携した事業を実施している。

○校区によっては、NPO の協力を得て活動(各種講座・環境活動等)を進めている。

(2) ⑤a)「意見の把握」に関する取組として

○自治会を中心として、日頃から住民意見を把握する体制をとっており、また、市の施策に対する意見の取りまとめや、意見が出し合える雰囲気づくりのため各種イベントを実施している。

(2) ⑤b)「意見の集約・代表」に関する取組として

○地区代表(地域住民)の意見を集約し、コミュニティ連合会理事会や行政懇談会などの場面で、市への意見・要望を提出している。

委員連絡票 6

○市民活動団体の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 4 月 12 日	氏 名	酒井 修
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉			
指針その 1 市民等の役割の実現			
(2) a) 「活動 PR・信頼性の向上」に関する取組として			
○田原市ボランティアガイドブック 22 年度更新			
各サークル、施設、市民館、行政窓口配布・常設			
○田原市ボランティアガイド一覧表チラシ 22 年度更新			
一般市民向け配布用に福祉センター常設掲示ポスト・配布			
○社会福祉協議会ホームページに掲載			
○社会福祉協議会ホームページを魅力ある PR・報告でアクセス数の向上を図る。			
(2) b) 「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として			
○他市町村との交流を通じて、ボランティア活動のあり方を研修			
○田原市ボランティア交流会での他種サークルとのコラボ活動を研究			
○ボランティアサークルの種別調査と市全体のサークル状況の把握・整理			
○市民高齢化による福祉サービスにボランティアが自ら関わる仕組みづくり			
○「福祉のつどい」など、市イベントへの参加			
○ ボランティアサークルリーダー研修会を継続し、活動のあり方など指針づくり			
指針その 5 地域コミュニティ活動の振興			
(1) b) 「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として			
○ボランティア連絡協議会への加入状況			
団体会員：26 団体 会員数：約 1265 名			
個人ボランティア会員 28 名			
行政関係団体 8 団体 20165 名			
※未加入団体や個人への加入促進 PR と現況把握・整理			
○各地域での高齢者独居、夫婦の社会参加、呼びかけ、手伝いなど、地域に溶け込んだボランティア活動を創造する。			
○各地域の総代会、自治会や民生委員の方々との包括的共助活動で、自分たちの地域は自分たちで看きる、わかる体制づくりの確立。			
【その他】東日本大震災被災者支援について			
東日本大震災による地震、津波、原発事故への市民支援感謝お礼のものがあ、田原 NPO 団体、市民種団体 ボランティア連絡協議会のリーダーが集まり「NPO 田原しみん震災ねっと」が活動中。			
防災サークル VOCS 田原が中心となり、3/22～28 日まで支援物資の受付・梱包・整理を行なった。			

委員連絡票 7

○市民活動団体の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 11 日	氏 名	本多 智映子
-------	------------------	-----	--------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現

(2) a) 「活動 P R ・信頼性の向上」に関する取組として

○春の文協まつり（文化協会会員のみ）・春の市民茶会 4/29（会員・市民一般）
秋の市民文化祭（会員・市民一般）・秋の市民茶会 11/3（会員・市民一般）を
開催することにより文化協会の活動内容（展覧・文芸・芸能・茶道・華道・さつ
き・菊）等の P R を行なっている。

○広報誌「たはら文化」を年 2 回発行。会員はもとより、市内一般の方々にも回覧
という形で活動を P R している。

(2) b) 「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

○文化教室の開催（市からの委託事業）	○文化会館アトリウム展示
平成 21 年 14 教室	平成 21 年 5 部会
平成 22 年 15 教室	平成 22 年 3 部会
平成 23 年 15 教室	平成 23 年 未定

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(1) b) 「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

○文化協会会員数 2386 人（4/10 現在）

展覧・文芸・芸能・茶道・華道の 5 部門によって構成されており、各部門それぞ
れに地域とのかかわりを持って活動している。また、生涯学習課が行なっている児
童文化体験教室の講師を文化協会の会員が行なっている。将来を担う子どもたちに
それぞれ継承していってもらいたいと強く願っている。

○田原市文化協会共催・後援事業

平成 20 年度 共催 32 部会
後援 8 部会
平成 21 年度 共催 32 部会
後援 8 部会
平成 22 年度 共催 32 部会
後援 9 部会

委員連絡票 8

○市民活動団体の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 16 日	氏 名	中村 久世
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現

(2) a) 「活動 PR・信頼性の向上」に関する取組として

○田原市体育協会には、26 協会が加盟している。年間の活動は、基本的に各競技協会が独自に行い、その成果を「体協ニュース」(毎年 3 月末発行)にまとめ、紹介している。

○各競技協会の活動の様子・実際については、体協ホームページに掲載している。

(2) b) 「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

○かつて各町で行われていた「町民体育祭」を統合・継承し、田原市では、現在、秋に「スポーツギネス大会」及び「スポーツフェスティバル」を開催。体育協会では、市からの委託事業として、各競技の「市民大会」を各競技協会が中心となり運営している。

大会日程・参加募集等の詳細については、募集チラシ、生涯学習情報誌等を全戸配布し、PR に努めている。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(1) b) 「市民活動団体の加入・活動参加」に関する取組として

○体育協会の主催事業として、「田原市陸上競技選手権大会」がある。毎年夏に、白谷海浜公園陸上競技場で開催している。渥美郡陸上競技選手権大会(弓場杯)を継承したもので、小学生から一般社会人までの参加があり、今後も継続・発展させたい。

○教育委員会との協働で、総合型地域連携スポーツクラブの設立に向けて協力している。(23 年度設立に向けて設立委員会メンバーになっている)

委員連絡票 9

○事業者の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 13 日	氏 名	平野 修一
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現

(3) a) 「事業活動による社会貢献」に関する取組として

○まちの寺子屋事業として、事業所の方が講師となり専門知識を使い、直接市民の方と触れ合いながら楽しく学べる教室を 15 講座を開催。

○田原市民まつりに協賛し、商工会で崋山郷土ふれあいまつりを開催。多くの市民に憩いの場を提供するとともに地域の活性化に重要な役割を果たしている。

○あつまるタウン田原では、ひと・まちづくり事業として市の委託を受け「まちなか賑わいづくり実行委員会」を運営している。実行委員会では、イルミネーション設置を行い「サンタと着ぐるみイベント」、「フラワーポット設置事業」、「七タイベント」、「まちなか音楽祭 2 回」等のイベントを開催すると共に、ライトダウンの協力を行なっている。

(3) b) 「市民公益活動への参加・支援」に関する取組として

○各地域で行われている市民公益活動へ事業者として参加・協力を行っている。

○商工会では、青年部による夜店事業を行い、女性部では海岸の美化活動・街頭交通安全キャンペーン活動を行っているが、部員相互の団結力や意見交換の場であるとともに、地域や市民活動団体との交流の場として貴重な事業と捉えている。

○この他、市民等のニーズの把握、地域への PR などに努めている。

(3) c) 「行政活動への参加・協働 (P10)」

○事業者団体の代表として、市の各種方針・計画等の検討会に参加することは、自らの事業環境の改善を図ることにつながる。自らの持つ専門性・効率性を生かし、積極的に行政活動への参加を行っていく。

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(1) c) 「事業者の加入・活動参加」に関する取組として

○事業者として地域コミュニティ活動に積極的に参加し、日頃から地域とのコミュニケーションを図り、事業者として地域の信頼性の向上に努める。

委員連絡票 10

○市の機関の取組として、平成22年度実績・平成23年度予定。

送付年月日	平成23年 5月13日	氏名	鈴木 義彦
■田原市の市民協働まちづくり方針〈第4章市民協働6つの指針〉			
田原市議会の取組（情報提供・市民活動団体・コミュニティ団体・事業者との連携など）			
平成22年12月議会で議会基本条例の制定をし、あらためて議会・議員の活動原則を明文化し、市民との関係においても積極的に情報を発信し、説明責任を果たさなければならないことなどを定めた。これにより23年度は議会報告会を定例会ごと開催し、あわせて意見交換等も実施していく予定。 また、議会による事務事業評価を実施し、評価結果の公表を行なう。23年度以降は決算審査の手法のひとつとして活用していきたい。			
【継続の取組】			
年4回の「議会だより」の発行をしている。定例会・臨時会の概要、委員会の審査状況等のお知らせ。また議会のホームページを活用して、議会の役割・組織の紹介、定例会等の会議録を掲載し情報提供を行なっている。 開かれた議会、市民に分かりやすく親しまれる議会を目指し、本会議の一般質問等をケーブルテレビ「ティーズ」により生中継を実施している。			

委員連絡票 11

○地域コミュニティ団体の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 20 日	氏 名	村上 福男
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(2) ①a)「組織の見直し」に関する取組として

○自治会は、各組 2 名選出の代議員・コミュニティ協議会は各種団体の選出の代表者で運営するよう独立した。

(2) ②a)「加入・参加の拡大」に関する取組として

○自治会は、アパート等も含め 100%加入、老人会は 38%と低調。

(2) ③a)「地域課題の対処」に関する取組として

○平成 23 年度販売（予定）の住宅用地 101 戸の諸問題の検討をはじめた。

(2) ④a)「地域コミュニティ団体との連携」に関する取組として

○自治会から完全独立したコミュニティ協議会は 4 月総会、2 月連絡会を行なっている。

(2) ④b)「地域の各種団体との連携」に関する取組として

○各種団体が独立して発行していた機関紙も統合して発刊するものもある。

(2) ⑤a)「意見の把握」に関する取組として

○各個人からの意見、要望は「ご意見・ご要望書」により文書で各種団体長が受取る。

(2) ⑤b)「意見の集約・代表」に関する取組として

○意見・要望を受けた各種団体長は、それぞれの役員会、自治会は代議員会で協議処理する。

委員連絡票 12

○市民等の取組として、平成 22 年度実績・平成 23 年度予定。

送付年月日	平成 23 年 5 月 20 日	氏 名	太田 繁芳
-------	------------------	-----	-------

■田原市の市民協働まちづくり方針〈第 4 章市民協働 6 つの指針〉

指針その 1 市民等の役割の実現

(2) a) 「活動 P R・信頼性の向上」に関する取組として

- ホームページによる広報活動 (H22・H23)
- 折込広告による広報、新聞、TV を通じての広報 (H22・H23)
- 「田原 J Cかわら版」と称した P R 誌の市内各所への掲示 (H22・H23)

(2) b) 「市民公益活動や行政活動への参加・協働」に関する取組として

- 「親が育てば子どもは育つ～親学のすすめ～」の開催 (H22)
- 青少年健全育成事業「第 28 回ちびっこ道場」の開催 (H22)
- 人間力開発事業「大野靖之 心のコンサート」の開催 (H22)
- まちづくり事業「渥美半島探訪記」の開催 (H22)

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興

(1) a) 「市民の加入・活動参加」に関する取組として

- 権現の森育成協議会への加入と活動（あつまれちびっこ権現の森）への参加
- たはら国際交流協会への加入と活動に対する協力
- 田原市民まつりへの参画
- 田原市観光協会への加入と活動に対する協力
- 田原を美しくする会への加入と活動に対する協力
- 田原 UC の活動に対する協力

市民協働の6つの指針 取組状況

一市の機関の取組状況一

指針その2 行政参加・協働の推進 【条例第9条】

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めて行きます。

(1)市民参加・参画のあり方

市の機関は、市民のニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し、みんなの参加を得ながら、企画・実現して行きます。

●積極的な情報公開

・広報たはらを平成20年度から月2回(1日・15日)の発行、情報提供の充実を図った。15日号は市民からの情報を届ける広報として位置づけている。【広報秘書課】

・各課室において、情報誌等を発行し、情報提供を行なっている。

「市議会だより」「市民活動だより」「生涯学習情報誌」「図書館からのお知らせ」「健康カレンダー」「各種チラシ」など

・市政ほーもん講座・市政ぴーあーる講座

ほーもん講座 306回開催(延べ17,785名参加)

(H21実績 291回 延べ21,934名参加)

ぴーあーる講座 2回開催(43名参加)

(H21実績 2回 延べ43名参加)

市政ほーもん講座のメニューの見直し、親近感の向上や内容の充実を図る。平成23年度においては、体験型のぴーあーる講座を2講座開催し、テーマは関心の高い「防災」「工業」をテーマとする。

・田原市関連 HP

随時更新を心がけるとともに、市民の声への回答などコンテンツの充実を図り、タイムリーな情報を随時掲載する。平成22年度に防災メニューの拡大を行なった。

各課室において HP を開設しており、最新情報の提供に心がけている。

・田原市議会 ・企業立地 ・消防本部 ・情報センター ・図書館 ・博物館
・専門学校 ・教育委員会 ・シェルマよしご ・農業委員会 ・営農支援センター
・夕陽が浜 ・空き家・空き地バンク ・市民活動支援センター

平成23年4月、田原市民活動支援センターのHPを開設。

・ケーブルテレビのニュース番組「街角ネットたはら」と市政企画番組「田原ホットライン」を随時放送。引き続き市として紹介すべき情報や市民の身近な話題を取り上げ放送する。【広報秘書課】

●行政活動への市民参加の拡大

・平成20年度から「田原市広報サポーター」を設置。サポーターを公募(平成22年度4名)し、市民の手による広報紙面づくりを実施している。またケーブルテレビ市政報番組へのナビゲーターも行なった。その他の広報活動についてもサポーターの希望により参画していただく。【広報秘書課】

- ・各種イベントについては、市民が参加しやすい時間、内容を検討する。また、開催案内のみとどまらず、事業の成果等を HP を利用して積極的に報告する。

●市民公募委員の導入

- ・田原市男女共同参画推進懇話会において、市民の代表として公募委員を募集した。【市民協働課】
- ・赤羽根地区街づくり会議、田原市景観計画策定会議において公募委員の導入を検討している。【街づくり推進課】
- ・幅広く市民等の意見を反映するため、各担当課で公募委員を募集しているが、今後、全庁的に公募委員の拡大を図り、更なる市民等の意見の把握に努める。
【全課室】

●パブリックコメント制度

- ・平成 22 年度実績 なし。
- ・平成 23 年度実施（予定含む）

案件名	意見募集	担当課
全県域污水適正処理構想（案）	5/10～6/8	下水道課
第 9 次交通安全計画	時期未定	市民協働課
田原市ごみ処理基本計画	時期未定	清掃管理課
たはら食育推進計画	時期未定	農政課
田原市地域福祉計画	時期未定	福祉課
田原市障害福祉計画	時期未定	〃
田原市高齢者保健福祉計画	時期未定	〃
田原市生涯学習基本（推進）計画	時期未定	生涯学習課

- ・パブリックコメントに対して提出される意見が少ない。広報やホームページに加え、ケーブルテレビでも募集の周知を行うとともに、情報広場において資料が閲覧できるよう配置するなど、日頃から市民等に分かりやすい情報提供に努めている。また、年度内に意見募集を予定する計画等については、年度当初にホームページであらかじめ周知する。【広報秘書課】

●市民意見の提案制度

- ・提言箱、提言ホーム・メール

平成 22 年度実績（H21 実績）
提言箱 56 件（58 件）
市民館設置提言箱 5 件
提言ホーム・メール 32 件（34 件） ※軽微な問合せを除く

提言箱、インターネット等を通じて寄せられる市民の意見について、事務の参考とするとともに提案者に回答している。提言の概要は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行なっている。今後も市民等から寄せられる意見・提案に対し、関係各課において協議を行い、市の方向性を提案者に十分説明し、市民等から

の意見を反映した事務事業を行う。

平成 23 年 1 月から校区市民館 20 か所に提言箱を設置した。【広報秘書課】

●意見交換のための会議開催

・「健康たはら 21 計画」中間評価改訂にあたり、関係団体の代表とワーキング会議を開催。引き続き、関係団体と連携して計画を推進していくため、継続してワーキング会議を開催している。

・子育てに関わる団体の代表と、子育てネットワーク会議を開催。【健康課】

・臨海部に立地した企業で構成する田原臨海企業懇話会を開催している。田原臨海部及び三河港の基盤整備などについて意見を収集している。

【企業立地推進室】

・保育所適正化・民営化の推進のため、保育所保護者会役員との意見交換会を実施している。関係地域や関係保護者への説明会、検討会を開催し、意見を聞きながら調整を進める。【子育て支援課】

・市営住宅管理人会議を年 2 回開催。市営住宅の修繕箇所把握、管理上の問題提議をしてもらい、問題解決に努め、良好な住環境整備の参考としている。

【建築課】

●アンケート調査

・企業の操業状況や立地動向などを掌握し、企業誘致活動に生かすアンケートを実施している。各自治体が同様のアンケートを実施しているため、通知のタイミング、同封資料などの差別化を図り、目に付く内容となるよう心がけている。

【企業立地推進室】

・アンケート結果で認知度の低かったホームページについて、コンテンツの充実を図る都度、広報紙で周知を行なっている。また、「有意義」とされた広報記事については更なる充実を図る。【広報秘書課】

(2)行政活動における協働のあり方

市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施して行きます。

●地域コミュニティ団体との協働(委託)

・市各課からの自治会等へ依頼業務、行事参加等に対する負担軽減を図るため、平成 23 年 4 月の地域コミュニティ連合会理事会において、各校区、自治会への依頼事項などについて、あらかじめ年間スケジュールを提示した。【市民協働課】

・児童遊園、地域の公園施設等の維持管理を地元の自治会に委託している。

【維持管理課等】

・農地・水・環境保全向上対策支援事業において、地域ぐるみで行なう農業用施設の維持管理を支援している。本年度から、向上活動支援として、水路・農道路肩、施設の長寿命化のための活動についても支援する。【農政課】

●地域コミュニティ団体からの要望への対応

- ・行政懇談会、コミュニティ協議会、代表者により随時要望等が行なわれている。また、市職員を校区まちづくりアドバイザーとして派遣し、市と地域コミュニティ団体との連絡調整機能を持たせている。【市民協働課】
- ・市職員に対して、一市民として、自治会等の地域コミュニティ団体の活動や環境整備、防災訓練、スポーツ大会などの市民公益活動や親睦活動への積極的な参加の呼びかけを行なっている。【市民協働課】

●特定業務の外部委託(市指定委託業務)

- ・既に各課において、公共施設等における専門性を生かしたサービスと効率性の向上を目指し、指定管理者制度の導入を行なっている。なお、福祉部門については、業務の専門性の確保の観点から市民活動団体へ業務の委託を行なっている。【全課室】
- ・平成21年度、市全課室を対象に委託事業調査を行い、協働対象事業のリストアップを行い、市民提案型委託事業の制度について検討。平成22年度に運用を開始した。【市民協働課】

●市民等からの提案による協働事業(外部委託)

- ・平成22年度から提案型委託制度の運用を開始。行政テーマ提示型事業については、担当課からのテーマを募集する。自由提案型事業については、提案募集を行い、来年度事業実施に向けて調整を行う。【市民協働課】
- ・平成23年度予算編成時、協働のまちづくりを推進するため、提案型委託制度の積極的な活用を依頼した。【市民協働課】
- ・文化ホール支援事業として、市民が提案企画運営する事業を支援する
【生涯学習課】

●様々な協働形態の導入

- ・平成22年度から、身近な公共区間である道路、公園、河川及び緑地等の環境美化清掃について、市民等が里親になってボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)を実施し、環境美化意識の高揚、ボランティア活動の活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進している。【維持管理課】

アダプトプログラム制度登録数	
団 体	2 団体
個 人	3 人

- ・環境美化運動の推進と実践を目的に各種団体で構成する田原を美しくする会では、自主的に地域の清掃活動を行う団体・グループ・個人にゴミ袋の提供や清掃用具の貸出を行い、環境美化活動の促進を図っている。【清掃管理課】

平成22年度利用実績(H21実績)	
申請団体	45 団体(52 団体)
参加者数	8110 人(17643 人)
提供ゴミ袋	18050 枚(17643 枚)

- ・イベントボランティア、お話しグループ、音訳ボランティアとの協働による取組を行っている。(講演会等開催、会場提供、広報協力など)。今年度、イベントボランティアの効率的・効果的な実施方法について検討する。【図書館】

指針その4 市民公益活動の支援 【条例第11～13条】

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

(1) 活動環境の整備のあり方

市の機関は一体となって、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性の向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んでいきます。

●施設等の整備・利用改善

- ・生涯学習施設の利用調整については、社会教育団体連絡協議会において、大会等行事の年間調整を行なっている。
- 合併前より使用料体系に地域間で格差が生じていたため、使用料の適正化見直しを行い、平成22年度より統一的な使用料体系とした。【生涯学習課】

●市民公益活動の環境整備

- ・市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において田原市社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害補償をしており、公益性の高い活動中への補償制度を継続する。一方、スポーツ活動など自己啓発、自己研鑽、健康増進、技術向上、親睦等の割合が高いと市が判断する活動については、補償対象から除いた。【市民協働課・生涯学習課】

(2) 情報提供のあり方

市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供していきます。

●市民公益活動の市民等への情報提供

- ・広報たはら 15 日号に「地域の話・市民活動を応援するページ」として、A4 版・2 ページに拡大し、地域コミュニティ活動、協働施策、市民公益活動等の取り組みを紹介している。【広報秘書課・市民協働課】
- ・消防かわら版、男女共同参画ニュース、農業委員会だよりを個別に発行していたが、広報紙に掲載し情報を受け取りやすくするとともに、自治会等の文書配布の負担削減を図る。【広報秘書課】

平成 22 年度総代文書依頼実績【総務課】

区分	配布物	H21 実績	H22 実績
全戸配布	広報たはら	24 回	24 回
	議会だより	4 回	5 回
	福祉だより	6 回	6 回
	農業委員会だより	4 回	2 回
	チラシ等	19 種	9 種
回 覧	チラシ等	69 種	47 種

※うち一部校区のみ依頼 1 種

- ・農業に関する情報(チラシ等)は、非農家に関係がないものが多いため、JA 愛知みなみの広報を通して行なっている。【農政課】
- ・公益性の高い事業(共催・後援事業等)については、学校、市民館、生涯学習事業等で市民への PR に協力している。【生涯学習課】

●行政情報の提供

- ・市で把握できる有益な情報は、広報紙、チラシ等により、できる限りお知らせするようにしている。市民活動支援センターのホームページの開設により、更なる情報提供に努める。【市民協働課】
- ・市が保有する住民情報等については、個人情報保護法等の制約があり、情報提供できないものがある。住民情報提供への是非の検討が必要。【全課室】

(3)人的・財政的支援等のあり方

市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他の必要な支援を行います。

●市民公益活動への人的支援

- ・校区まちづくりアドバイザーとして各校区へ市職員の派遣を行なっているが、市民等と市役所の更なる相互理解や信頼の構築、自らの見識の向上を図るため、市職員が市民公益活動に参加する機会を多く設けるよう呼びかける。
【市民協働課】

- ・市職員に対して、一市民として自治会等の地域コミュニティ団体の活動への積極的な参加を呼びかけ、市民と市役所の相互理解や信頼関係の構築を目指す。
【市民協働課】

●市民公益活動への財政的支援

- ・市民協働まちづくり基金を活用し、公募型補助事業「田原市まちづくり事業補助金」を運用している。また、平成 22 年度、同基金へ積み増しを行い、新規団体・人材養成支援制度の運用を開始し、更なる市民活動の促進を図る。

●市民公益活動へのその他支援

- ・各種団体が行なう事業等に共催・後援をしている。

平成 22 年度 (H21 実績)	
共催事業	スポーツ事業 88 件(69)
	文化事業 28 件(33)
後援事業	スポーツ事業 73 件(56)
	文化事業 96 件(86)

(共催:使用料免除、後援:使用料 1/2)

※現在、使用料の減免目的での申請が多く見受けられる。共催・後援の承認についての基準を見直し、適正な協働事業として承認行為を行う。【生涯学習課】

(4)市民間の支援のあり方

市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けて行きます。

●市民間協働の促進のための支援

- ・平成 22 年度から市民活動支援センターを直営とし、市職員及び市民活動経験者（市民活動推進スタッフ）で運営している。また、既存の東三河 5 市で運営する市民活動サイト「どすごいネット」の利用促進、市民活動支援センターのホームページ、広報誌の発行により、市民活動団体同士の連携強化に取り組む。

【市民協働課】

指針その 5 地域コミュニティ活動の振興 【条例第】

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を、みんなで活発にして行きます。

●地域コミュニティ団体の振興策

- ・平成 23 年度、地域コミュニティ支援制度の見直しを行なった。地域において効果的で活用しやすい支援制度を目指す。【市民協働課】
- ・まちづくりアドバイザーとして、市職員（61 名）を 20 校区に派遣し、校区まちづくり計画の推進、地域課題への対応、市との連絡調整などを行なっている。

【市民協働課】

●地域コミュニティ団体の意見の反映

- ・毎年、校区別あるいはブロック単位で行政懇談会を開催し、まちづくりに対する地域課題などについて意見交換をしている。開催単位、手法については、地域の意見を聞きながら検討している。【市民協働課】

- ・該当区域のコミュニティ協議会長、自治会長等で組織するアルゼンチンアリ対策協議会を設置し、地域住民の意見を把握して防除活動に反映している。

【環境衛生課】

- ・保育所適正化の推進のため、関係地域などへの説明会、検討会を開催し、地域や保護者の意見を聞きながら調整を進める。【子育て支援課】

●地域コミュニティ団体の認定制度

- ・住民自治の主役として位置付けられている地域コミュニティ団体の活動が一層活性化されるように、一定基準以上の活動をしている地域コミュニティ団体を市長が認定する制度。

【目的】

- ・自らの活動が、民主的かつ公平に行われていることを立証し、その状態を保持していく。
- ・住民主体の開かれた運営をしていることを公に認めてもらい、住民に加入・参加を呼びかける。
- ・認定要件のクリアを目標に、体制・活動を改善（見直し）することで、自らを活性化される。
- ・認定を受けている団体の活動を参考として、地域課題への対応を進める。

❖ 認定状況

校区コミュニティ協議会	9 団体
校区	1 校区
自治会	3 自治会

- ・地域コミュニティ団体の認定が促進されるよう、各地域の取組方針に配慮した運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組む。【市民協働課】

指針その6 市民協働まちづくり基金の活用 【条例第19条】

市民協働まちづくり基金を、市民の連携、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用して行きます。

(1)基金管理のあり方

現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を、適正に管理します。

●まちづくり基金の活用

平成20年12月4日 5億円を基金へ積立
 平成21年度利息 3,050,000円（一般会計へ）
 平成22年6月 5億円を積み増し
 平成22年度利息 2,995,205円（一般会計へ）
 平成23年度利息見込み 2,456,712円

※基金の管理については、毎年金融機関による入札を行い、最も有利な金融機関に預け入れしている。

その他

●「田原市の市民協働まちづくり方針」の周知

- ・平成20年10月に策定された「田原市の市民協働まちづくり方針」を広く周知するため、ケーブルテレビ市政企画番組「田原ほっとらいん」において、市民協働をテーマに取り上げ、方針及びポケット版の周知を行った。毎年更新するポケット版は市民活動支援センターで配布している。【市民協働課】

●市民公益活動への参加・支援

- ・市役所の職員互助会で田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会主催の「表浜フェスティバル」の海岸清掃に参加している。【職員互助会】

平成22年度参加者数(H21実績)	
市役所	299人(245人)
保育士	87人(102人)
計	386人(347人)

●協働方針における取組状況の把握について

- ・上記以外にも、市民等との協働で進めている事業は数多くあるが、古くからある既存の制度などは、「協働事業」としての認識がなされていないケースが見受けられるため、市役所各課が統一的な「協働」の認識を持ち、協働によるまちづくりに対する意識の向上を図っていく。
 また、市においては、市民活動団体への委託事業を実施しているが、受託者を限定するのではなく、広く提案事業を募集する「提案型委託制度」の活用を促進していく。

平成22年度 市民協働まちづくり事業補助制度

《実績報告》

1. 補助制度の目的

これまで支援されていない公益活動分野において、市民活動団体が提案・実施する事業に対し、市民協働まちづくり基金の収益等により、必要経費の一部を補助し、活動の促進及び自立を図る。

2. 補助制度の実績

(1) 補助制度 PR・説明会 (H21. 2～)

- ・ 2月より 田原市のホームページ、広報たはら掲載
- ・ 3月6日 補助制度説明会 (19:00～20:00 田原文化会館) ※2団体 4名出席

【成果検証】

- ❖ 「あつみNPOの集い」「しみんのひろば」など、市民活動団体が集まる場面で制度PRを行った。
- ❖ 制度説明会への参加者が少なかった。申請方法など大きな変更点はなかったためと考えられる。

(2) 提案募集 (H22. 3. 1～4. 9)

- ・ 応募団体 10団体
- ・ 補助金交付要望額 1,223,000円 予算2,000,000円

【成果検証】

- ❖ 平成21年度スタートした2年目の成果として、10団体から提案事業の応募があった。近隣市の同様の制度における応募状況(豊橋市11件、蒲郡市5件)と比較するとある程度の応募件数が確保できたのではないかと考える。6団体が前年度から引き続いての応募となった。

【事務処理】

- ❖ 市民協働課による書類審査(応募要件の確認等)及び市関係各課への意見聴取を行った。すべての提案事業の対し既存の支援制度はなく、市の施策の方向性は合致しているとの回答を得た。

(3) 公開審査会 (H22. 4. 29)

- ・ 協働会議の委員5名で構成する審査会を開催した。
- ・ 各団体より事業説明5分、審査員からの質疑5分、計10分での審査を行った。
- ・ 審査会の結果から、市は10団体の提案事業を補助事業として採択を決定した。

【成果検証】

- ❖ 地元校区・自治会・所有者の承諾、自然公園法関係の諸手続きの見込みが明らかになった時点で交付決定する(交付決定保留)案件あり。
- ❖ 具体的な開催日や講師などが明確になっていない事業が複数あった。募集の締切りが4月早々で企画を詰めきれなかったと考えられる。フォーラムなどは、順次決まっていくものとして交付決定を行ったが、募集方法についても検討する必要ありと感じた。

【事務処理】

- ❖ 審査員より事業費の積算が甘いとの指摘があり、交付申請時に積算根拠の記載を指示した。

(4) 事業実施 (5月中旬～2月末)

- ・ 各団体において事業実施。

【事務処理】

- ❖ 事業実施中には、広報たはら、市民活動支援センター発行の「市民活動だより」等で補助事業のPRを行った。

- ❖事業の進捗状況の確認と、制度の見直しの参考とするため、採択団体との意見交換を実施。

(5) 補助制度の見直し (H22. 10)

- ・第9回協働会議において、採択団体との意見交換の結果の報告及び市の見解を示す。平成 23 年度の制度運用方針を決定。

【成果検証】

- ❖採択団体による意見・提案から募集の時期などを決定。精度の高い事業計画、予算積算を求めるため、二次募集の実施を行うこととした。

(6) 事業成果報告会 (H23. 3. 26)

- ・各団体から事業実績、成果、今後の事業展開などを7分間以内で報告。
- ・会場からの質疑3分 ※一団体当たり10分以内で発表

【成果検証】

- ❖公開審査会における事業概要、活動の広がりなどの発表も大切だが、実際に活動を行ったうえでの成果報告に重点をおき、市民の皆さんに活動を理解していただく機会として設定。
- ❖補助申請時に意見聴取を行った関係課の職員に報告会への出席を求めた。提案事業に対し個別の助成制度創設への検討の場とした。

【事務処理】

- ❖採択団体より報告を受け来場者が評価（採点）をするアンケートを実施。次年度の活動の参考にと、集計結果を採択団体へ送付。

(7) 実績報告（事業完了から20日以内）

- ・事業実績報告の提出

【事務処理】

- ❖実績報告書において、書類が整理されていないケースや、支払証拠書類の不備（支払明細の記載なし）などが見受けられた。
- ❖昨年度と比較すると、修正を依頼する件数が減少した。制度を運用し2年目となり、各団体に申請にかかる事務処理の能力の向上が伺えた。

3. 課題・展望等

■課 題

- ❖応募のあった10団体のうち、6団体が2度目の申請となった。多くの団体に本助成制度を活用していただけるよう、採択団体、協働会議の意見を聞くとともに、補助金見直しガイドライン、他の助成制度との整合性を図りながら制度の見直しを検討する。

■展 望

- ❖本制度では、同一事業の申請を3回までとしている。成果報告会に関係課の職員を出席させ、市民活動団体が提案する事業を確認する場を設けた。継続して助成が必要と判断される公益性の高い事業については、担当課において個別の助成制度の創設、更には市が行うべき事業として委託事業への発展を期待する。

平成 22 年度まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定	確定額
NPO法人うたた	『あっちこっち de アトリエ・カーグ展』	障がいの有無を問わない、アトリエ・カーグでの創作の現場で、互いに影響しあい生まれる絵や作品等を、沢山の方が見て頂ける美術館等で展示する。	114,000 円	114,000 円	114,000 円
里山保全山遊里	みんなで楽しみ未来へつなぐ里山保全活動	地域の里山保全活動を通して里山に親しめる環境づくり活動を展開する	105,000 円	105,000 円	105,000 円
環境ボランティアサークル亀の子隊	きれいな海を守る心を育て、思いを広げる環境プログラム	西の浜の「清掃活動」、海の自然を学ぶための「海の環境を学ぶ会」、思いを広げるための「広報活動」などの実施。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
NPO法人渥美虹の会	福祉啓発事業	障害児が和太鼓を通して、親子で演奏・発表することで、自信につながり、生き生きとクラスことを目指す。	130,000 円	130,000 円	127,000 円
地域自給プロジェクト	地域自給プロジェクト	サトウキビ栽培から黒砂糖作り体験イベントを開催。昔の知恵を現代に生かし、次世代につなげ「暮らしの豊かさの実感」体験。	75,000 円	30,000 円	12,000 円
あつみNPOネットワーク	「NPO 人材育成事業」	地域づくりを担う人材育成事業。地域でNPO活動実践者から中高生、市民を巻き込んだセミナー・座談会・ワークショップ・講演会を開催。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
「共生のまち」田原市を考える会	第 2 回「共生のまち」田原を考える会フォーラム	障害のある方の抱える問題、田原市での問題、障害の理解、今後の対応など、基調講演やシンポジウムを行い、わかりやすく前向きなフォーラムを開催。	151,000 円	151,000 円	76,000 円
NPO法人たはら広場	シュアスタート研究講座 ～大阪府の研究報告と日本での広がり～	「シュアスタート」の原点を踏まえ、日本各地で広がっている子育て支援の新しい潮流の研究会を保健師、保育士、市民を対象に開催。地域色を踏まえた未来の展望につなげる。	88,000 円	88,000 円	73,000 円
たっぷくヘルパーボランティア	認知症サポート講習会地域開催ツアー事業	各中学校、コミュニティにて、出張講習会（やわらかく「認知症を知ろう」）を開催。認知症を知り、高齢化地域性を明確とし、自らの地域を考える機会をつくる	100,000 円	100,000 円	18,000 円
NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	里山保全・ハイキング・自然観察・ゴミ拾い in【あつみトレイル】	三河湾国定公園を横断するハイキングコースで、自然観察やゴミ拾いを通して参加者等の自然保護意識の高揚を図る。ハイキングの健康増進効果や取行事業として期待する。	60,000 円	60,000 円	60,000 円
合 計			1,223,000 円	1,096,000 円	985,000 円

田原市の市民協働まちづくり事業補助金

【平成23年度】

《 応 募 の 手 引 き 》

応募期間

平成23年3月1日(火) ～ 4月 8日(金)必着

田原市市民環境部市民協働課

田原市の市民協働まちづくり事業補助金とは

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成２０年３月２６日条例第１号）第１９条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

１ 対象となる事業及び事業の分野

- ・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

（１） 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

（２） 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

- ・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

（対象１７分野）

- １ 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- ２ 社会教育の推進を図る事業
- ３ まちづくりの推進を図る事業
- ４ 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- ５ 環境の保全を図る事業
- ６ 災害救援活動事業
- ７ 地域安全活動事業
- ８ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- ９ 国際協力の活動事業
- １０ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- １１ 子どもの健全育成を図る事業
- １２ 情報化社会の発展を図る事業
- １３ 科学技術の振興を図る事業
- １４ 経済活動の活性化を図る事業
- １５ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- １６ 消費者の保護を図る事業
- １７ 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業

2 対象外となる事業

- ・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。
- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 平成24年2月末までに完了しない事業
- (11) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業
- (12) その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業

3 応募団体の要件

- ・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。
- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体
- (5) 公開審査（4月）及び事業報告会（3月）に出席できる団体

4 応募できない団体

- ・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体

- (5) 過去5年間、同じ構成員で3回本補助を受けている団体、または、補助事業の不執行により取消し等の処分を受けた団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。

(日付や領収書の宛名が明確になっている等)

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要な専門家（相談、指導など）及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	外部講師の食事代 会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかける損害保険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する3万以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外の備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

- ・補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。

(1) 補助対象経費が40万円以下の場合・・・補助対象経費の2分の1

補助対象経費が40万円を超える場合・・・20万円

ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。

(2) 補助金の交付額は、1,000円未満を切り捨てた額とします。

(3) 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。

(4) 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

- ・提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。なお、一定の点数が得られない場合、採択されない場合があります。

(1) 書類審査

- ・市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。

(2) 公開審査

- ・書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
- ・公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の8項目が審査基準となります。
- ・審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
- ・公益性及び必要性の点数については、評価点を2倍して計算します。
- ・公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。
- ・審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

(審査点数)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

(注) 公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か	10点
必要性	・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか（どういった課題のために、誰のために） ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか	10点
連携性	・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか	5点
先駆性	・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか	5点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 ・ 積算の精度（申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か） ・ 費用対効果（事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか）	5点
発展の可能性	・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がり期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか	5点
実現の可能性	・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか（あいまいな点、決まっていない事が多くないか）	5点
自立継続性	・ 自己資金調達の努力をしているか（寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性） ・ 自立に向けた事業の継続性があるか	5点

8 活動成果の報告会

・事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開による事業報告会（翌年3月）を開催します。市民の皆さんに向けて活動の成果を公表していただきます。なお、年度途中で中間報告をお願いする場合があります。

9 その他

- ・関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。
- ・補助金の交付は、翌3月に行なう成果報告会を経た後となります。なお、早い段階で事業が完了した団体で実績報告が提出され、適正であった場合、速やかに交付することとします。

公募～事業化～事業評価の流れ

- 1 補助金事業認定申請書の提出（3月1日から4月8日まで）
※交付決定額に予算残がある場合、9月に追加募集を行います。
- 2 制度説明（市民活動支援センターにおいて随時対応）
- 3 書類審査結果の通知（市から通知）（4月中旬）
- 4 公開プレゼンテーションによる審査（4月下旬）…（審査会委員）
※追加募集の場合は、公開審査を10月に実施予定。
- 5 審査結果の通知（市から通知）（5月上旬）
- 6 交付申請書の提出（採択された場合の本申請）（5月上旬～中旬）
- 7 交付決定の通知（5月中旬）
- 8 事業の実施（交付決定の日から翌年2月末まで）
- 9 （変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定
- 10 実績報告書の提出（事業完了後20日以内）
- 11 事業報告会（3月中）
- 12 交付の確定の通知（3月下旬）
- 13 交付請求書の提出（3月下旬）
- 14 補助金の振込み（4月下旬まで）

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email: kyoudou@city.tahara.aichi.jp

※申し込みは、直接持参を基本としますが、メール、郵送、ファクシミリ可とします。
この場合、市民協働課が申請を受付けた時点で、受領確認の連絡を入れさせていただきます。連絡先等を明記していただき、受領の確認がない場合は、申請者から市民協働課まで問合せください。

平成 23 年度 市民協働まちづくり事業補助制度の状況

1. 補助制度のPRの状況

(1) 制度PR

- 平成23年2月15日から田原市ホームページ、広報たはら、市民活動だよりに掲載
- 東三河市民活動情報サイト（どすごいネット）へ掲載

(2) 申請手続相談

- 申請手続き方法など、市民活動支援センターにおいて相談受付。今年度、説明会の開催なし。

2. 応募状況及び書類審査

(1) 応募状況

- 9団体から提案応募あり（別表のとおり）。

(2) 書類審査の状況

- 市民協働まちづくり応募要件等の適合確認実施。

(3) 関係課による施策への適合確認

- 提案事業の関係課に対し、「市の施策と合致の有無」、「助成（補助重複）の確認」、「所管課における補助制度創設予定の有無」について確認。

3. 公開審査

(1) 審査員の選任

- 第9回協働会議において、審査員の選任については会長の推薦と決定。
審査員 【鈴木 誠会長】【石川卓哉委員】【本多智映子委員】【鈴木義彦委員】【川口昌宏委員】

(2) 公開審査会

- 平成23年4月23日（土）14:00～16:15 田原福祉センター大会議室
- 各応募団体からの事業説明5分、審査員からの質疑5分 計10分以内
- 提案事業に関連する市役所職員が同席。補助制度の創設、委託事業への移行などの検討の場とする。
※清掃管理課、福祉課、健康課、農政課、生涯学習課、図書館より職員出席

(3) 審査方法

- 審査基準（8項目）に基づく審査。審査点数（50点満点）の平均点で順位付けを行う。「公益性」又は「必要性」に0点をつけた審査員が1人でもいた場合は不採択となる。
- 補助採択事業の決定は、審査委員の審査結果を最大限尊重し、審査点数の平均点が高い団体から予算の範囲内（平成23年度は200万円）で市が行う。

(4) 審査結果

- 9事業を採択 ※審査結果・順位は別表のとおり

4. 今後の取組

(1) 補助採択事業のPR

- 広報たはら、市民活動だより、市民活動支援センターHPなどにより、補助採択事業のPRしていく。
- 市民へのPRに併せ、市役所内に情報発信し、担当課における補助制度の創設を検討材料とする。

(2) 採択団体との意見交換の実施

- 昨年に引き続き、意見交換の場を設けるなど、制度見直しの参考とする。

(3) 二次募集の実施

- 予算 200 万円に対して補助採択された 9 事業の事業費の計が 1,199 千円となり、予算の枠内 (811 千円) で二時募集を行う。
 - ❖ 募集期間
8月中旬から9月中旬
 - ❖ 公開審査会
10月上旬に審査会を開催
 - ❖ 募集概要
対象事業、団体の要件など募集概要は第一次募集時と同様とする。なお、事業完了時期も同様に平成24年2月末までとするが、3月でないと開催できない事業、3月に開催することで効果が期待できる事業などについては、相談に応じることとする。
 - ❖ 審査委員会
審査基準が異なることがないよう、当初の審査委員会と同一の委員に依頼する。なお、委員が補助申請に関わる場合は別の委員を選任する。選任方法は会長の選任とする。
 - ❖ 審査結果
10月開催の本協働会議において、応募の状況、審査結果等を報告する。
 - ❖ 事業成果報告会
平成24年3月開催。当初採択事業と合同開催とする。

- 以上 -

平成 23 年度市民協働まちづくり事業補助金審査結果一覧表

No.	団 体 名	代表者名	事 業 名	事業概要	補助要望額	審査結果 平均点	順位
1	特定非営利活動法人 うたた	中根 昌子	アートで障がいを超え た未来を考える	地域で暮らす子どもや障がいをお持ちの方が、アートや音楽の表現活動を通じて、自然な交流ができるイベントを企画する。作品展、障がい者アートの講演、障がい者バンドクラブ、アートイベントなど参加型のイベントの開催。	161,000 円	30.8	7
2	「共生のまち」 田原市を考える会	三浦 幸雄	「共生のまち」田原市を 考える会フォーラムⅢ	「共生のまち」をさらに推し進めるために「共に生きる」をテーマとし、安全・安心な地域社会の実現に向けてその道筋を探る、そんなフォーラムを開催。	200,000 円	28.4	9
3	里山保全山遊里	本多 稔	みんなで楽しみ未来に つなぐ里山保全活動	荒廃した地域の里山において、里山の整備、自然生態系の保全と遊歩道など住民のレクリエーション利用を進めるため、地元自治会と連携して、間伐、植樹、散策路整備に取り組むとともに、間伐材による長椅子等を製作・樹名板設置、きのこ菌打ちなど、市民が里山に親しめる環境づくり、活動を展開する。	79,000 円	35.0	4
4	特定非営利活動法人 渥美虹の会	北原 初代	福祉啓発事業	障害を持っている子どもと親での社会参加を大きな目的に、和太鼓を通して、親子で発表をすることで、地域への啓蒙活動をする。障害の有無にかかわらず、参加者募集のチラシを作成、各種団体へ広報活動を行う。	135,000 円	32.2	6
5	あつみNPOネットワ ーク	森下 静子	協働による人材育成と 地域力アップvol.2	平成22年度に実施した「NPO人材育成事業（セミナー・座談会・講演会等）」について、自治会、学校、青年経済研究会など様々な団体と協働し、内容をさらに充実させて実施。	200,000 円	34.0	5
6	たつぷくヘルパー ボランティア	酒井 修	地域介護支援ふれあい ツアー	【ふれあい活動】自治会単位にて「ふれあいサロン」を開催。 【地域組織介護力向上活動】自治会総代、民生委員との地域の助け合いについて話し合う懇談会の開催。 【福祉サービス広報発行】介護施設の紹介、サービス内容を市民に情報提供。 【介護講演会】地域介護・在宅介護課題の講演会開催。	100,000 円	38.8	1
7	東友クラブ趣味の会	八木 辰美	蔵王団地住民の健康、医 療又は福祉の増進事業	蔵王団地住民の高齢化とともに外出も減り、引きこもりがちな生活者を一人でも多く誘い、楽しく生きがいのある場として健康体操、ウォーキング、手芸など集会所で行い、地域住民とのふれあいの場を作る。	33,000 円	29.6	8
8	環境ボランティアサー クル 亀の子隊	鈴木 吉春	きれいな海を守る心を 育て、きれいな海を守り たいという心を広げる 環境プログラム	クリーンアップ活動「西の浜クリーンアップ活動」、体験型環境学習「海の環境を学ぶ会」、いろいろなところでの「活動発表」、思いを広げるための「広報活動」などにより、「ふるさとの海を守っていく心を育てる」とともに「きれいな海を守りたいという心を広げる」ための活動。	200,000 円	38.4	2
9	特定非営利活動法人 たはら広場	平野 晴康	「図書館で何ができ る？」～図書館を核とす る市民活動～	「市民と創った図書館」、さて図書館活用の実際はどうなっているのか。また、求められるサービスは手に入っているだろうか。運営者としての図書館の側から、または利用者の立場から、もっと図書館の潜在能力を引き出す活用法を実例のテーマを挙げながら学ぶ。	91,000 円	35.2	3
					1,199,000 円		

提案型委託(テーマ提示・自由提案)制度の状況

平成 22 年度に創設したテーマ提案型委託制度、自由テーマ型委託制度の状況を報告する。

1. 提案型委託制度の目的

市民提案型委託制度は、市が実施すべき市民サービスや管理業務などについて、少ない経費で高い効果を期待できるものについて、市からの委託契約により提案団体が実施する協働制度である。

(1) テーマ提示型委託制度

- 市が提示する特定のテーマに対し、市民活動団体から具体的な企画から実施に至るまでの提案事業を募集する制度。

(2) 自由テーマ型委託制度

- 市民活動団体の専門性などを生かし、自由な発想で提案する市の施策の推進が期待される事業を募集する制度。

2. 委託制度の実施

(1) 提案型委託制度 P R (H22. 6～)

- ・ 5 月 広報たはら 5 月 15 日号に掲載 (テーマ提示)、市ホームページ掲載
- ・ 6 月 広報たはら 6 月 15 日号に掲載 (自由テーマ)、市ホームページ掲載

(2) 提案募集

① テーマ提示型委託制度 (募集期間 平成 22 年 6 月 1 日～平成 22 年 7 月 9 日)

■募集テーマ 1 里山保全を促進する事業

[提案内容] 間伐などの技術講習、チェーンソー講習など

[事業費] 50 万円 (上限) [担当課] 街づくり推進課

◎応募団体＝1 団体 (たはら里山の会)

[事業名] 里山保全支援事業

[事業概要] 安全講習会 (チェーンソー講習) および間伐材の有効利用講習会 (キノコ菌打ち体験) の開催を通して、里山保全活動の啓発と事故防止を図る。

[事業費] 497,720 円

■募集テーマ 2 市民協働の情報交流を促進する事業

[提案内容] インターネットを使った情報提供 (必須)、情報誌の制作など

[事業費] 50 万円 (上限)

[担当課] 市民協働課

●応募団体＝なし ⇒ 市の直営 (業者委託) で実施。

② 自由テーマ型委託制度 (募集期間 平成 22 年 7 月 1 日～平成 23 年 8 月 13 日)

●応募団体＝なし

(3) 選考方法

① テーマ提示型委託制度

ア) 提案内容の審査

- ・テーマ提示した担当課は、応募団体からのプレゼンテーションを受け、「公益性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の評価項目により審査を行い、協働候補者を選定する。
- ・担当課は、協働候補者と事業実施に向け、「事業内容」「応募団体と市の役割分担」「必要経費」などについて協議を締結する。

イ) 協働者の決定

- ・事業の協議が整い事業内容が確定した場合、市と協働者と委託契約を締結する。
- ・協働者は委託契約に基づき事業を実施する。

② 自由テーマ型委託制度

ア) 提案内容の審査

- ・提案事業のテーマに関係する担当課は、応募団体からのプレゼンテーションを受け、「公益性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の評価項目により審査を行い、協働候補事業を選定する。
- ・担当課は、協働候補者と事業実施に向け、「事業内容」「応募団体と市の役割分担」「必要経費」などについて協議を締結する。

イ) 予算措置

- ・事業の協議が整い事業内容が確定した場合、提案事業を実施するための概略設計・仕様書を作成し事業経費を見積もり、翌年度予算要求に計上する。
- ※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度への繰り延べの場合あり

ウ) 契約締結

- ・事業の協議に基づく仕様書により、市と提案者と委託契約を締結する。
- ・契約者は委託契約に基づき事業を実施する。

(4) 審査会の開催

ア) 審査会

○提案テーマ 「里山保全を促進する事業」

【提案者】 たはら里山の会 会長 木村春雄 副会長 本多 稔

【プレゼンテーション】 平成22年7月28日 13時30分～ 市役所200会議室

【審査員】 都市建設部長、都市建設部次長、土木課長、維持管理課長、維持管理課主幹 計5名

【審査方法】 ・提案説明 5分、審査員質疑 5分

・「公共性」「的確性」「実行性」「費用対効果」の審査項目により審査。
審査通過に当たっては、評価平均点[合計得点÷(審査員人数×項目数)]が3点を超えることが条件

【審査結果】 「採択」(得点3.25点) ※協働候補者の決定

イ) 協議・契約

- ・市と協働候補者により、事業内容、役割分担等について協議した。
- ・平成22年8月11日契約締結

3. 課題・今後の展開等

(1) 課 題

- ① 平成 22 年度スタートした提案型委託制度、応募はテーマ提示型 1 件であった。
- ② 想定される応募がなかった原因（市民協働まちづくり事業採択団体へのヒアリング）
 - 周知不足 ○時期・金額といった条件面の不都合 ○団体がやりたいことは既に行われている
 - それぞれの活動で手一杯 ○既に委託業務を受託 ○縛りのきつい委託事業よりも補助制度を選択
 - 委託事業というと制限が厳しいイメージがある（実際に県の委託事業はハードルが高かった）
 - 仕事と団体活動の両立は難しい。能力のある人でないと両方がダメになる。

■既存の市民活動団体への委託業務の状況（平成 21 年度）

	担当課	事業名	受託団体
1	エコエネ推進室	菜の花エコ支援事業	NPO 法人田原菜の花エコネットワーク
2	健康課	栄養改善事業	田原市健康づくり食生活推進協議会
3	農政課	森林植生調査	NPO 法人東三河自然観察会
4	農政課	魚場クリーンアップ	環境ボランティアサークル亀の子隊
5	生涯学習	英会話教室	たはら国際交流協会
6	生涯学習	家庭の日・ロビーコンサート	ロビーコンサート運営スタッフ会ほか
7	生涯学習	田原市検定	NPO 法人たはら本舗

- ③ 委託事業（市が実施すべき事業）と補助事業（団体の責任で行う公益性の高い事業）の判断が難しい。
- ④ 応募のなかったテーマへの対応。行政で実施するのか。延長して募集をかけるのか。実施しないのか。

(2) 今後の展開

- ① 平成 22 年度スタートした制度であり、幅広く市民に周知を図るため、市民活動団体が集まる場所で制度説明をする。まちづくり事業補助金の制度説明会に合わせ、提案型委託制度の説明も行う。
- ② 市の各担当課は、既に市民活動団体に委託している業務もあるが、相手方が限られるものばかりではないため、提案募集により、効果的な事業提案が期待できる。
- ③ 委託事業と補助事業の棲み分けを市民活動団体が判断するのは難しい面もある。提案団体に対し、各担当課が相談に乗れるよう、市職員の協働事業への理解を深める必要がある。
- ④ テーマを提示した担当課は、その事業の実施を必要としているため、応募がない場合の対応として、民間事業者に対する競争入札を実施し、落札者がいない場合は市の直営実施となる。
- ⑤ 新設制度であることから、毎年度、問題点を整理しながら 3 年間は実施する。その間、協働会議委員や市民活動団体の意見を伺いながら、市の施策の推進が図られる改善を図る。

－ 以上 －

平成23年度 市民提案型委託事業応募要領(案)

この制度は、市が取組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することにより、効果の向上、コストの縮減を図ることを目的としています。

1. 募集するテーマ

募集テーマ 「しみんのひろば（市民活動団体交流会）開催事業」

〔提案内容〕 市民活動団体の交流の場、活動PRの場を提供する事業

〔事業費〕 50万円（上限）

〔担当課／連絡先〕 市民協働課／0531-23-3504

2. 対象となる事業

対象となる事業は、市民活動団体から提案を受ける事業で、次のいずれにも該当する事業です。

- （１）市が定めるテーマに合致しているもの
- （２）市内で実施されるもの
- （３）平成24年2月末までに完了するもの

3. 対象ならない事業

対象となる事業であっても、以下の事由に該当する場合は対象としません。

- （１）専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- （２）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- （３）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- （４）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- （５）公序良俗に反する事業
- （６）特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- （７）他の制度から助成等を受ける事業
- （８）その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募できない団体……応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

市民提案委託事業企画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 団体概要説明書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 提案事業予算書（別紙3）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び担当課へのプレゼンテーションを実施します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。 ・地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	・提案募集テーマに対して的確な事業であるか ・団体の能力や専門性が生かされる事業であるか ・事業の企画が適切で制度の高いものであるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか

費用対効果 妥当性 効率性	・事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか
---------------------	---

7 提案募集

6月15日（水）～7月25日（月）午後5時まで

8 応募方法

直接持参、郵送で提出（期限内必着）

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市役所 市民協働課 宛

10 スケジュール

- （1）募集期間（6月15日～7月25日）
- （2）担当課へのプレゼンテーション（8月上旬）※協働候補者決定
- （3）担当課と協働候補者の協議（8月下旬）
- （4）仕様書作成・契約の締結（9月上旬）
- （5）事業実施（契約の日～翌2月末）
- （6）事業実績報告の提出
- （7）委託料の支払い ※事業内容に応じて概算払い等を行います。

11 その他

- （1）契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- （2）事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正することがあります。
- （3）提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

田原市役所市民協働課

電話 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp

平成23年度市民活動団体等への委託事業の状況（予定）

資料 7-1

	担当課	事業名	公募の有無	相手方	予算額(千円)	H22実施の有無	H22予算額	備考
1	市民協働課	しみんのひろば開催事業	有	提案型委託事業	500千円	直営	—	
2	エコエネ推進室	菜の花エコ推進事業	無	(特)田原菜の花エコネットワーク	4,255千円	有	4,302千円	
3	健康課	栄養改善事業	無	田原市健康づくり食生活改善協議会	207千円	有	207千円	
4	農政課	魚場クリーンアップ事業	無	亀の子隊および東部太平洋岸協議会	200千円	有	200千円	
5		森林植生調査	無	(特)東三河自然観察会	300千円	有	300千円	
6		空散時 落下昆虫調査	無	(特)東三河自然観察会	50千円	有	50千円	
7	商工観光課	消費生活展(市民まつり内)	無	市民生活学校	100千円	有	100千円	
8	街づくり推進課	きのご菌打ち体験	無	【予定】たはら里山の会	300千円	有	500千円	H22は提案型
9	生涯学習課	田原市音楽祭	無	楽友協会	200千円	有	200千円	
10		家庭の日コンサート	無	楽友協会	300千円	有	300千円	
11		ロビーコンサート	無	ロビーコンサート運営スタッフ会	300千円	有	300千円	
12		パソコン教室	無	渥美パソコン研究会	70千円	有	90千円	
13		英会話教室(1教室)	無	国際交流協会	102千円	有	204千円	H22:2教室
14		語学教室(1教室)	無	国際交流協会	102千円	有	102千円	H22韓国語教室
15		文化教室(10教室)	無	文化協会	400千円	有	585千円	H22:4万×13教室
16		春の文協まつり	無	文化協会	500千円	有	500千円	
17		田原市文化祭	無	文化協会	600千円	有	600千円	
18		障害者人権擁護推進事業	無	人権ファンクション委員会	200千円	有	200千円	
19		スポーツ教室	無	体育協会	550千円	有	550千円	
20		スポーツフェスティバル開催	無	体育協会	1,390千円	有	1,390千円	
21		愛知市町村対抗駅伝	無	体育協会	310千円	有	310千円	
22		中学生野球教室	無	【予定】(特) フィールドオブドリームス	500千円	無	—	復活 H20まで実施
23		バスケットボール教室	無	浜松東三河フェニックス	70千円	有	70千円	
24		指導者養成	無	スポーツ少年団	300千円	有	300千円	
25		伊勢交流田原市長杯(野球)	無	スポーツ少年団	150千円	有	150千円	
26		歴史文化検定(田原市検定)	—	H23年度:直営	—	有	500千円	(特)たはら本舗

平成23年度 市民提案型委託事業応募要領(案)

【自由テーマ型】

市民提案型委託制度は、行政が実施すべき性質の市民サービスや管理業務などについて、市と効率的な事業を提案した団体が委託契約を結ぶものです。市民協働により事業実施することにより、少ない経費で高い効果を得ることが期待され、一層の市民サービスの向上を目指すものです。市の施策の推進が期待できる事業提案について、事業の担当課と協議を行ない、予算化された事業は、平成24年度に事業実施するものです。

1. 募集する提案事業

市民活動団体が自由な発想で考えた事業で、市の施策推進に期待できるもの。

2. 対象となる事業

対象となる事業は、市民活動団体から提案を受ける事業で、次のいずれにも該当する事業です。

- (1) 市の施策が推進される事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 契約の日（平成24年4月以降）から平成25年2月末までに完了する事業

3. 対象にならない事業

対象事業のうち、次の項目に該当する場合は対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度から助成等を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4. 応募団体の要件

応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

※応募できない団体……応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

市民提案委託事業企画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 団体概要説明書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 提案事業予算書（別紙3）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員名簿
- (6) 団体の決算書（直近のもの）

6 選考方法

提案事業の選考は、次の項目について市が審査を行います。書類審査及び担当課へのプレゼンテーションを実施します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか。 ・地域の課題を適格に把握しているか。
的確性 専門性 企画の確実性	・市の施策を推進する事業であるか ・団体の能力や専門性が生かされる事業であるか ・事業の企画が適切で精度の高いものであるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか

費用対効果 妥当性 効率性	・事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか
---------------------	---

7 募集期間

7月1日（金）～8月31日（水）午後5時まで

8 応募方法

直接持参、郵送にて提出（期限内必着）

9 提出先

田原市役所 市民環境部 市民協働課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp FAX 0531-23-01080（代表）

10 スケジュール

（1）募集期間（7月1日～8月31日）

（2）担当課へのプレゼンテーション（9月中旬）※協働候補者決定

※市施策への適合、期待される効果、補助事業等との重複、実現の可能性を審査

（3）担当課と協働候補者の協議（9月下旬）

※協働候補事業について、提案者と担当課において、事業内容、役割分担、必要経費などについて協議

（4）予算措置（9月下旬～翌年3月）

※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度へ繰り延べなどの場合があります。

（5）契約の締結（翌年4月以降）

※協議に基づく仕様書により、市と提案者は委託契約を締結します。

（6）事業実施（契約の日～翌2月末）

※契約締結後、契約者は、委託契約に基づき事業実施します。

（7）事業完了報告の提出

（8）委託料の支払い

※市は、委託契約に基づく事業完了を確認後、契約額を支払います。なお、事業内容に応じて概算払い等を行います。

11 その他

（1）同一年度の事業提案は1団体につき、1事業とします。

（2）事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、担当課と受託団体と

の協議により企画案の一部を修正することがあります。

- (3) 担当課と協働候補者において協議を行ない、調整が整った場合においても、予算化を約束するものではありません。予算の決定は市議会における予算案の審議により決定されます。事業規模の縮小、事業の繰り延べなどの場合があります。
- (4) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (5) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

田原市役所 市民環境部 市民協働課

電話 0531-23-3504 (直通)

FAX 0531-23-0180 (代表)

Email : kyoudou@city.tahara.aichi.jp

田原市の市民協働まちづくり方針

取組状況にかかる意見交換テーマ一覧

「田原市の市民協働まちづくり方針」において協働によるまちづくりの実現のため、6つの指針を定め、各主体（市民、市民活動団体、事業者、市の機関）の取り組みを明確化しました。

今年度3年を迎える本方針において、各主体の取組状況で進んでいないと感じる項目、進捗が確認できない項目などについて、意見交換の場を設けます。下記の項目の中からテーマをピックアップして意見交換を進めます。ご準備願います。

■市民等の役割の実現

①市民の取組のあり方

- ❖ 市民公益活動・行政活動への参加について…（方針 2 頁）

②市民活動団体の取組のあり方

- ❖ 活動PR・信頼性の向上について…（方針 3 頁）
- ❖ 市民公益活動・行政活動への参加について…（方針 3 頁）

③事業者の取組のあり方

- ❖ 市民公益活動・行政活動への参加・支援・協働について…（方針 3 頁）

■市民間協働の推進

④市民間協働のあり方

- ❖ 市民公益活動における連携・協力・援助について…（方針 4 頁）

■市民公益活動の支援

⑤人的・財政的支援のあり方

- ❖ 市民公益活動への人・財政・その他支援について…（方針 5 頁）

■地域コミュニティ活動の振興

⑥地域コミュニティ団体の振興のあり方

- ❖ 市民、市民活動団体、事業者の加入・活動参加について…（方針 6 頁）

⑦関係団体との連携

- ❖ 地域の各種団体との連携について…（方針 7 頁）

第4章 市民協働の6つの指針〔条例第4条～第19条〕

市民参加と協働によるまちづくりを実現するため、6つの指針を定めます。

- 指針その1 市民等の役割の実現
- 指針その2 行政参加・協働の推進
- 指針その3 市民間協働の推進
- 指針その4 市民公益活動の支援
- 指針その5 地域コミュニティ活動の振興
- 指針その6 市民協働まちづくり基金の活用

■指針その1 市民等の役割の実現

【条例第4条～第6条】

市民、市民活動団体、事業者は、それぞれに求められている役割を実現して行きます。

（1）市民の取組のあり方

まちづくりの主体であることを認識し、自らできることに取り組むとともに、行政活動や市民公益活動の参加に努めて行きます。

a 市民公益活動への参加

市民の取組

〔現状〕○市民の市民公益活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

■取組 ○急速な高齢化や環境問題など、身の周りの課題を認識し、市民としてできることに取り組むとともに、市民公益活動に関心を持ち、参加するなかで、達成感・充実感を感じつつ、自らを成長させて行きます。

b 行政活動への参加

市民の取組

〔現状〕○市民の行政活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

■取組 ○自らの生活環境を向上させるため、社会動向や行政運営に関心を持ち、市民として行政運営や施策を実現する事業などに参加（参画）して行きます。

(2) 市民活動団体の取組のあり方

自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼を築くとともに、まちづくりに貢献しながら、自らの活性化を図って行きます。

a 活動PR・信頼性の向上

市民活動団体の取組

[現状] ○田原市内の市民活動団体の中には、独自又は関係団体と連携して情報誌やホームページなどでその活動を市民にPRしているものもありますが、全般的には周知されていません。

○事業展開を図るために、法人化する市民活動団体もあります。

■取組 ○市民や関係団体に参加を呼びかけるためには、自らの団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。

b 市民公益活動や行政活動への参加・協働

市民活動団体の取組

[現状] ○市民活動団体の公益活動や行政参加・協働については、各団体の自主性に委ねられています。

■取組 ○団体活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、市民活動団体の立場で出来ることに取り組み、活動環境の向上を図って行きます。

(3) 事業者の取組のあり方

自らの事業活動や、行政活動・市民公益活動への参加・支援などを通して、まちづくりに貢献しながら、自らの事業発展を図って行きます。

a 事業活動による社会貢献

事業者の取組

[現状] ○事業者は、各事業活動の中で地域社会に貢献しています。また、事業分野別に団体を結成し、地域公益活動にも取り組んでいますが、それらは自主性に委ねられています。

■取組 ○事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場で出来ることに取り組み、地域の発展と事業環境の向上を目指して行きます。

b 市民公益活動への参加・支援

事業者の取組

[現状] ○事業者自身や関連団体は、それぞれが可能な範囲で、市民活動団体への社員派遣、資金協力（寄付等）、会場・資材等の提供などを行っています。

- 取組 ○事業者の市民公益活動への協力促進と、その状況の地域社会へのPRにより、事業者（活動）の信頼性の向上、地域経済及び市民公益活動の活性化へと展開して行きます。

C 行政活動への参加・協働

事業者の取組

〔現状〕 ○事業者の行政活動への参加については、それぞれの自主性に委ねられています。

- 取組 ○事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・事業者団体の立場で出来ることに取り組み、まちづくりの推進と事業環境の向上を図って行きます。

■指針その3 市民間協働の推進

【条例第10条】

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めて行きます。

＊市民間協働：市民公益活動における市民・市民活動団体・事業者の相互の協働

（1）市民間協働のあり方

市民公益活動によるまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者が得意な分野で、相互の連携（協働）を進めて行きます。

a 市民公益活動における連携・協力・援助

市民等の取組

〔現状〕 ○イベントにおける団体の連携や事業者の協力など、市民公益活動においても協働が行われていますが、その状況は把握されていません。
○事業者の活動において、市民公益活動を支援する取組も見られますが、そうした内容はあまり市民等に知られていません。

- 取組 ○市民活動団体やその活動内容が知られてないため、まず、それらを周知しながら、連携・協力・援助によって解決できることを把握し、その促進を図ります。
○各種団体等の活動目的・内容が異なることから、これらの協働を進めるためには、連携するうえでのルール（約束ごと）の明確化も必要となります。
○事業者による市民公益活動への支援やそれらの情報を広く市民等に伝達する仕組みを検討し、活動の活性化を図ります。

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

(3) 人的・財政的支援等のあり方

市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他の必要な支援を行います。

a 市民公益活動への人的支援

市の機関の取組

[現状] ○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談やまちづくりアドバイザー（担当職員）の派遣などによる相談業務を行っています。

■取組 ○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできるだけ多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。

b 市民公益活動への財政的支援

市の機関の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。

■取組 ○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民公益活動への補助金の交付など効果的な活動支援に取り組みます。また、市民協働まちづくり基金を活用し、事業の継続性や他の支援とのバランス等を検討しながら市民公募型補助事業を導入します。

c 市民公益活動へのその他の支援

市の機関の取組

[現状] ○市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については、共催又は後援し、施設利用の減免や活動のPRに取り組んでいます。

■取組 ○共催・後援等の取り扱いを明確化するとともに、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。

■指針その5 地域コミュニティ活動の振興【条例第14条～第18条】

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を、みんなで活発に行きます。

（１）地域コミュニティ団体の振興のあり方

地域コミュニティ団体を、みんなで活発に行きます。

① 市民・市民活動団体・事業者の参加

a 市民の加入・活動参加

市民の取組

〔現状〕 ○市民は、地元の自治会（区、町内会等）に所属し、その互助活動に参加することによって生活に身近な課題に対処するとともに、校区コミュニティ協議会の活動において役割が求められる場合や関心のある行事等に参加しています。

○近年、アパート居住者などに、これらの活動に参加しない市民もいるため、役割分担やルールの不徹底などの問題が生じています。

■取組 ○市民が生活する地域への愛着と誇りを持ち、互いに助け合うことの必要性和それぞれが果たすべき責任を認識しつつ、身近な自治会や校区コミュニティ協議会の活動に参加し、自らができることに取り組みます。

b 市民活動団体の加入・活動参加

市民活動団体の取組

〔現状〕 ○従来から存在する互助的な市民活動団体は、その所在地域の自治会や校区コミュニティ協議会の構成員や、協力団体として活動に参加していますが、その状況は地域ごとで異なっています。

○ボランティア団体やNPOなどの新たな市民活動団体は、その活動が認知されていないため、自治会や校区コミュニティ協議会の構成員になることは少ないのが現状です。

■取組 ○市民活動団体の構成員が属している地元の地域コミュニティ団体に、加入又は活動参加することにより、団体への理解・協力を得ながら、相互に連携し合う関係を構築しながら、自らができることに取り組みます。

c 事業者の加入・活動参加

事業者の取組

〔現状〕 ○事業者は、事務所や工場等の所在地域の自治会などに出来る範囲で協力（賛助会費負担、場所や器材の提供等）しています。また、農業者の場合、地域環境に大きな影響があることから、関係団体の役員などが地域コミュニティ

団体の構成員となっているケースもあります。

- 取組 ○事業者として、可能な範囲で関わりのある地域コミュニティ団体に加入し、活動参加に取り組みます。

(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

地域コミュニティ団体は、身近なまちづくりに自主的に取り組んでいきます。

④ 関係団体との連携

a) 地域コミュニティ団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○校区コミュニティ協議会・校区の連絡調整の場として田原市校区総代会が開催されていますが、自治会に関する全市的な組織はなく、校区内の連絡調整体制は各校区で異なります。

○中学校区単位では、東部中学校区で連携する組織（田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会）が設置され、市と連携しながら地域課題への対応を進めています。

- 取組 ○隣接又は関連する自治会・校区・校区コミュニティ協議会との連携により、地域課題への対応を進めるとともに、自治会・校区・校区コミュニティ協議会において役割の分担を図ります。

b) 地域の各種団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○子ども会や老人クラブなどの従来型の団体は、地域コミュニティ協議会の構成員となるなど連携が見られるが、新たに発足したNPOなどと連携しているケースはあまり見られません。

- 取組 ○地域課題への対応において、専門分野で活動するNPOやボランティア団体などの市民活動団体との連携・相互協力によって、その解決の促進を図ります。